

## 交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 14 第 2 項の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を廃棄したことを届け出ます。

年 月 日

住 所

氏 名

山梨県知事 殿

|                  |     |     |
|------------------|-----|-----|
| 廃棄した医薬品である覚醒剤原料  | 品 名 | 数 量 |
|                  |     |     |
| 廃棄を行った施設の所在地及び名称 |     |     |
| 廃 棄 の 日 時        |     |     |
| 廃 棄 の 場 所        |     |     |
| 廃 棄 の 方 法        |     |     |
| 廃 棄 の 事 由        |     |     |
| 参 考 事 項          |     |     |

(備考)

- 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。  
ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する家畜診療施設にあつては、開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 廃棄した医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。